

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成  
初鹿 明博 議員(立憲)

1問 法曹コースの学生が3年間大学に在学した後、直ちに法科大学院の既修者コースに進学できなかった場合、法科大学院修了後に司法試験を受験したとすれば、現行よりギャップタイムは長くなるのではないか、法務副大臣に問う。

[修了資格者について負担が増加するのは不可避]

現時点では、今回の法案を踏まえた司法試験の実施時期や司法修習の開始時期がどうなるかは決まっていないが、仮に、司法修習の開始時期が法科大学院課程の修了直後になるとすると、(御指摘のとおり)法科大学院修了後に司法試験を受験して合格した者にとっては、現行制度との比較において、法科大学院課程の修了から司法修習開始までの期間が3~4か月程度長くなる結果になること (注1, 2) は確かである。

しかしながら、この点については、法科大学院在学中受験資格を導入し、法曹志望者の時間的・経済的負担を最大限軽減することによって不可避的に生じるものであり、これには制度設計としての合理性があると考へている。



（司法修習開始時期が法科大学院課程の修了直後になるとすると、司法修習修了後の法曹資格の取得時期が、年度初めの社会における就職動向にも合致することにもなる。）

#### 〔結論－負担軽減に向けた必要な取組を進める〕

いずれにしても、法改正が実現した後の司法試験の実施時期、司法修習の開始時期を含む新たな法曹養成制度の運用については、文部科学省、最高裁判所など関係機関と十分に協議して対応してまいりたい。」

（注1）法科大学院課程を3月に修了後、現在は、その年の11月末に司法修習が開始しているが、仮定した場合では、翌年の3～4月頃に司法修習が開始することになる。

（注2）改正法に基づき、法学部を3年で早期卒業した場合や法科大学院に飛び入学した場合は、法科大学院修了後に司法試験を受験して合格した場合でも、現行（法学部4年、法科大学院2年、11月末の司法修習開始）より、法学部入学から司法修習開始までの期間は、8か月程度短くなる。

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■ 携帯■】

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成  
初鹿 明博 議員(立憲)

2問 在学中受験資格による司法試験の受験者数・  
合格者数・合格率はどの程度と見込んでいるの  
か、法務副大臣に問う。

[受験者数について]

法科大学院在学中受験資格による将来の受験者数  
を予測することは困難である。

もっとも、法科大学院在学中受験資格は、連携法の改正により法科大学院教育の充実が図られることに伴い、法科大学院在学中であっても司法試験受験に相応しい一定のレベルの者が養成されることを前提として、法曹志望者の更なる時間的・経済的負担の軽減を図るために導入することとしたことからすると、相当程度の受験者数が見込まれるものと考えている。

[合格者数・合格率について]

次に、司法試験の合格者数については、実際の試験結果に基づき司法試験委員会において決定されるべき事柄であり、法科大学院在学中受験資格による将来の合格者数や合格率を予測することは困難である。



もっとも、（先ほど述べたとおり）法科大学院在学中受験資格の導入は、連携法の改正により法科大学院教育の充実が図られることに伴い、法科大学院在学中であっても司法試験受験に相応しい一定のレベルの者が養成されることを前提とするものであることからすれば、合格率が大きく低迷することはないものと見込んでいる。】

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■ 携帯■】

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成  
初鹿 明博 議員(立憲)

3問 法改正後、司法試験の実施及び合格発表の日程は、いつ頃となるのか、法務副大臣に問う。

#### [司法試験の実施時期について]

司法試験の実施時期は、法令で規定する事項ではなく、最終的には司法試験委員会の決定事項であり、現時点で方針は決定していない。

もっとも、今回の制度改革による新しい司法試験の実施時期は、法曹志望者や法学教育関係者にとって非常に関心が高い事項であることは認識しており、法案成立後に設置する予定の文部科学省等の関係省庁、教育関係者、法曹実務家等を構成員とする会議体において検討することとしている。

なお、今回の法改正の立案を担当する立場としては、法科大学院における教育の実施を阻害せず、法科大学院教育と司法試験との有機的連携を図る等の観点から、「一つの選択肢」として、現状の5月実施を後倒しして、夏頃の実施とすることを想定しているところである。

#### [司法試験の合格発表時期について]

あくまで仮定ではあるが、司法試験を7月頃に実



施することとした場合、合格発表の時期は10月頃となることが想定される。】

(参考) 平成30年司法試験の実施日程

- 試験期日  
5月16日（水）～20日（日）
- 合格発表日  
9月11日（火）

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■ 携帯■】

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成  
初鹿 明博 議員(立憲)

4問 司法試験実施時期を夏頃と仮定した場合、在学中受験資格の取得に必要な所定科目単位は、2年次(既修1年次)までに取得する必要があるのか、法務副大臣に問う。

### [前提]

在学中受験資格の取得に当たって修得が必要となる所定科目単位の具体的な内容については、法務省令により定めることとしている。

この法務省令の具体的な内容は、今回の法科大学院改革に伴う法科大学院の教育課程の見直しの状況等と並行して検討し、決定する予定であるが(注)、現在のところ、法律基本科目や選択科目相当科目として開講されている科目等について、一定の単位数を定めることを検討している。

### [結論－2年次終了時までの修得単位が基準]

今回の法改正後の司法試験の実施時期については、現時点では決定していないが、仮に、新しい司法試験の実施時期を夏頃と仮定した場合、在学中受験資格取得に係る要件充足の確認手続のために要する期間等を考慮すると、法科大学院3年次の学生が在学中受験をする場合には、法科大学院2年次の終了時までの修得単位が基準となると考えている。」

(注) 具体的には、今回の法科大学院改革に伴う法科大学院の教育課程の見直しの状況等を踏まえて、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なもの」であるかどうかという観点から検討し、決定することとなる予定。

(参照条文)

- 司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）  
(司法試験の受験資格等)

第四条（略）

- 2 前項の規定にかかわらず、司法試験は、第一号に掲げる者が、第二号に掲げる期間において受けることができる。
- 一 法科大学院の課程に在学する者であつて、法務省令で定めるところにより、当該法科大学院を設置する大学の学長が、次のイ及びロに掲げる要件を満たすことについて認定をしたもの
- イ 当該法科大学院において所定科目単位（裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なものとして法務省令で定める科目の単位をいう。）を修得していること。
- ロ 司法試験が行われる日の属する年の四月一日から一年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること。
- 二 この項の規定により前号の法科大学院の課程に在学している間に最初に司法試験を受けた日の属する年の四月一日から当該法科大学院の課程を修了若しくは退学するまでの期間又は同日から五年を経過するまでの期間のいずれか短い期間
- 3・4（略）

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成  
初鹿 明博 議員(立憲)

5問 法科大学院のカリキュラムとの整合性から、司法試験の実施・合格発表は、可能な限り年度末に近い時期が望ましいと考えるが、法務副大臣の見解を問う。

#### [司法試験の実施時期について]

(繰り返しになるが) 司法試験の実施時期は、最終的には司法試験委員会の決定事項であり、現時点で方針は決定していないが、法科大学院のカリキュラムへの配慮から委員の御指摘のような意見があることは承知している。

#### [会議体において検討]

法務省としては、今後、本法案成立後に設置する予定の文部科学省を始めとする関係省庁、教育関係者、法曹実務家等を構成員とする会議体において、司法試験の実施時期を含む司法試験の在り方について検討することとしているが、その際には、法科大学院教育と連携した司法試験の在り方について様々な観点から議論がされ、委員の御指摘のような司法試験の実施時期の考え方についてもしっかり検討がされるものと認識。

〔結論－関係機関等と十分連携して対応〕

いざれにしても、法務省としては、今般の法改正  
が実現した後の新たな法曹養成制度の運用について、文部科学省や最高裁判所などの関係機関や教育  
関係者等とも十分に連携して、しっかりと対応して  
まいりたい。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■ 携帯■】

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成  
初鹿 明博 議員(立憲)

6問 在学中受験資格を導入するに当たり、司法試験の在り方も見直すべきではないか、法務副大臣に問う。

### [前提及び課題]

(委員御指摘のような) 司法試験の実施については、司法試験委員会に委ねられているところである。

もっとも、今回の制度改革による在学中受験資格の導入については、司法試験の実施時期の点や、今回の法案が選択科目を引き続き存置することとしていることとも関連し、法科大学院教育課程と連携できるか、法科大学院生の学習到達度は確保されるかといった課題が指摘されているところである。

### [司法試験の在り方を検討する会議体]

そこで、法務省としても、改正法案が成立すれば、法科大学院教育と連携した司法試験の在り方について、司法試験委員会とも連携した、しかるべき会議体を速やかに設置して、検討を進めていくことを予定している。

その会議体においては、法科大学院の新たな教育課程の内容やカリキュラム編成、学生の学習到達度



等の議論と並行して、関係者の協議により、司法試験の在り方について必要な検討が行われるものと考えている。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・**副大臣**・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成  
初鹿 明博 議員(立憲)

7問 新たな司法試験の実施時期や内容は早急に決めるべきと考えるが、なぜ早急に決められないのか、法務副大臣に問う。

### [前提及び論点]

(司法試験の実施時期は、法令で規定する事項ではなく、最終的には司法試験委員会の決定事項である。)

今回の制度改革により在学中受験を導入する新しい司法試験の実施時期については、法科大学院教育課程との連携や、法科大学院生の学習到達度の確保といった論点がある。

### [司法試験の在り方を検討する会議体]

このような論点を踏まえ、具体的な試験の実施時期等の司法試験の在り方については、関係者と十分協議した上で決定すべきであるとの強い意見が関係者から出ているところである。

そこで、法務省としても、改正法案の成立後、試験の実施時期も含め、法科大学院教育と連携した司法試験の在り方について、しかるべき会議体を設置して(文部科学省を始めとする関係省庁のほか、教

育関係者や法曹実務家等を構成員として) しっかりと検討を進めていくことが相当と考えている。

### 〔結論〕

(委員御指摘のとおり) 司法試験の実施時期は、法科大学院のカリキュラムに大きな影響を及ぼすものであり、できる限り速やかに決定する必要があるところ、法案成立後速やかに会議体で関係者間で議論して、早急に方向性を示していくこととしている。】

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成  
初鹿 明博 議員(立憲)

8問 近年の司法試験受験者数の減少の理由について、法務副大臣に問う。

### 〔前提〕

現行司法試験法においては、司法試験受験資格が、法科大学院課程を修了した者及び予備試験に合格した者に与えられることとしている。

### 〔現状〕

司法試験の受験者数は、旧司法試験における平成15年の45,372人をピークに減少の一途をたどっており、現行司法試験の受験者数についてみても、一昨年の5,967人から、昨年は5,238人と729人減少している。

### 〔受験者数減少について考え得る要因〕

このような司法試験の受験者数の減少については、様々な要因が考えられるが、法科大学院入学者数が減少し、それに伴い法科大学院修了者数が減少していることが影響しているものと考えている。」

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■ 携帯■】

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成  
初鹿 明博 議員(立憲)

9問 司法試験の受験期間制限が、司法試験受験者数の減少の一因となっているのではないか、法務副大臣に問う。

### [結論]

現行司法試験法の定める司法試験の受験期間制限により、法科大学院修了又は予備試験合格から5年間を経過した者については、受験資格を喪失することになるため、何らの受験期間制限なしに司法試験の受験が可能であった旧制度と比較すると、(御指摘のとおり) 司法試験の受験者数の減少の一因となり得るものと考えられる。

### [受験期間制限の趣旨]

もっとも、現行司法試験法の受験期間制限制度は、受験者の大量かつ長期間の滞留による種々の弊害によって、新たな法曹養成制度の趣旨が損なわれないようにするために、適切な範囲内で、受験期間の制限を設けることが必要であるとの趣旨に基づくものであり、適切な時期に進路転換を促す機会を与える意味においても、十分合理的なものであると考えている。」



(参照条文)

- 司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）  
(司法試験の受験資格等)

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において受けることができる。

- 一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程（次項において「法科大学院課程」という。）を修了した者 その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間
- 二 司法試験予備試験に合格した者 その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成  
初鹿 明博 議員(立憲)

10問 旧司法試験を6年間以上受験し続けていた者の数を把握しているか、法務副大臣に問う。

[6年以上受験を続けていた人数]

旧司法試験(注)を受験した者の受験期間について網羅的に把握しているわけではないが、新司法試験が始まる前の平成16年及び平成17年についてみると、平成24年から平成25年まで開催されていた法曹養成制度検討会議における資料によれば、

- 平成16年実施の旧司法試験を受験し、合格した者の受験期間については、合格者1,483人のうち、3年目に受験した者が最も多く250人強である一方で、6年目から8年目に受験した者についても、100人から200人の間で推移している。
- また、平成17年実施の旧司法試験については、合格者1,464人のうち、4年目に受験した者の合格者が最も多く250人強である一方で、6年目から8年目に受験した者についても、100人から150人の間で推移している。



## 〔結論〕

このように、旧司法試験については、合格者のデータを見る限り、一定数の者が6年間以上受験を続けていたと考えられる。」

(注) 旧司法試験とは、司法制度改革により創設された法科大学院を中核とする法曹養成制度実施前まで行なわれていた司法試験（受験資格制限なし）であり、平成22年まで（口述試験は平成23年まで）実施されていた。

新司法試験とは、法科大学院を中核とする法曹養成制度実施に伴う新たな司法試験（受験資格を法科大学院修了と予備試験合格に原知恵）であり、平成18年から今日まで実施されている（移行期において、旧司法試験と併存）。

なお、予備試験は、平成23年から実施されている。

(参考資料1) 法曹養成制度検討会議資料

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

更問 新司法試験において、最も合格者数が多いのは何年目の受験生か。

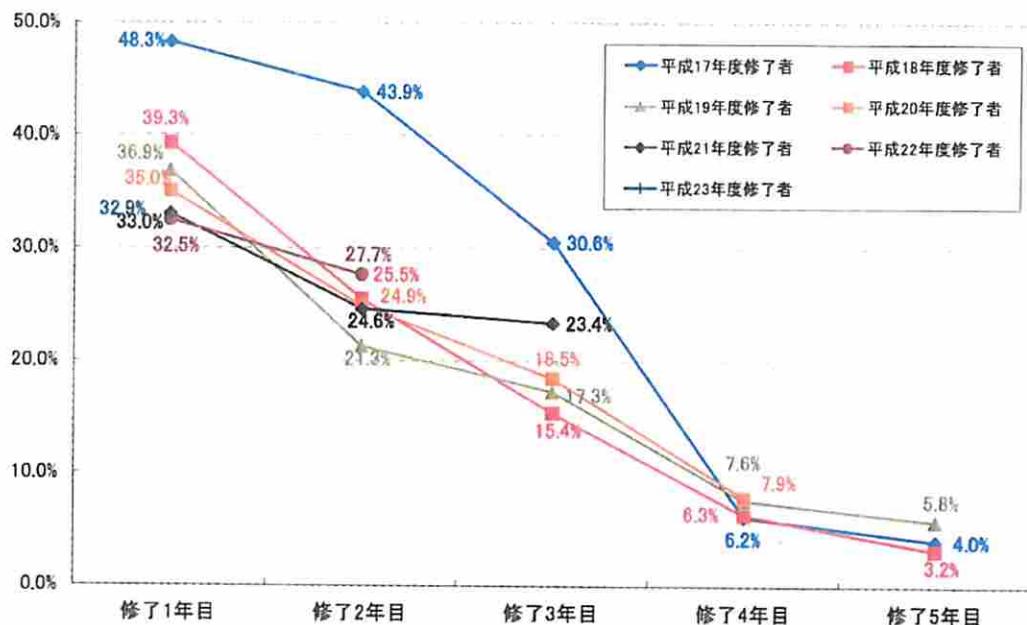
例えば、平成30年司法試験の合格者数1,525人のうち、1回目に受験した者が最も多く860人程度、2回目に受験した者は270人程度であり、他方で、5回目の受験者は70人程度と少なくなっている。

このように、新司法試験においては、早期の受験回数の者が多く合格している状況となっている。】

(参考資料2) 平成30年司法試験の採点結果

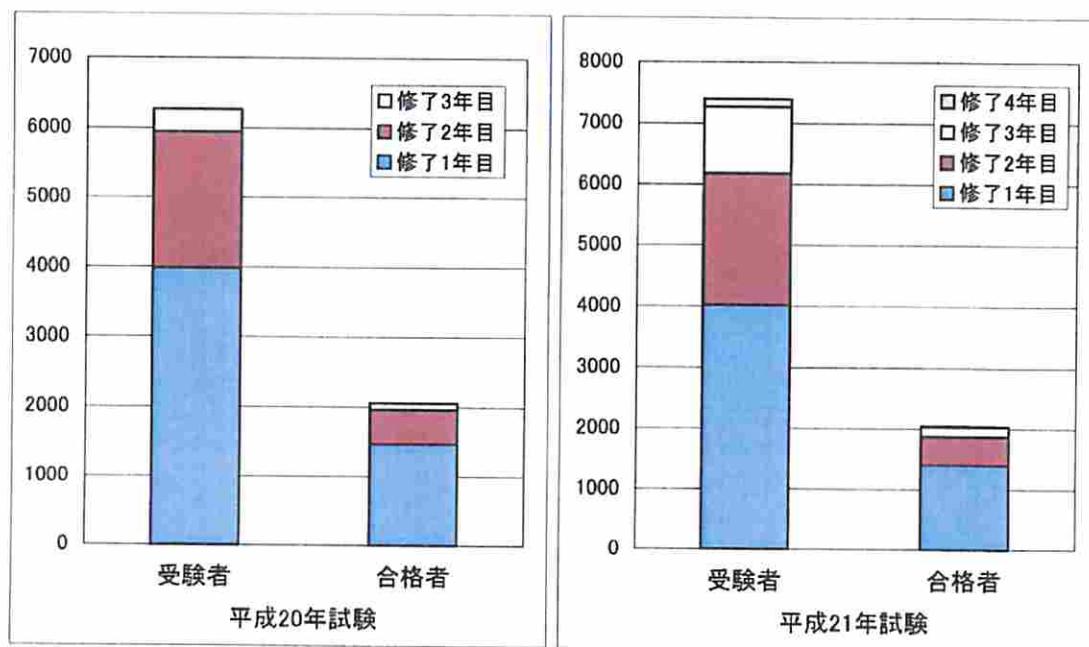
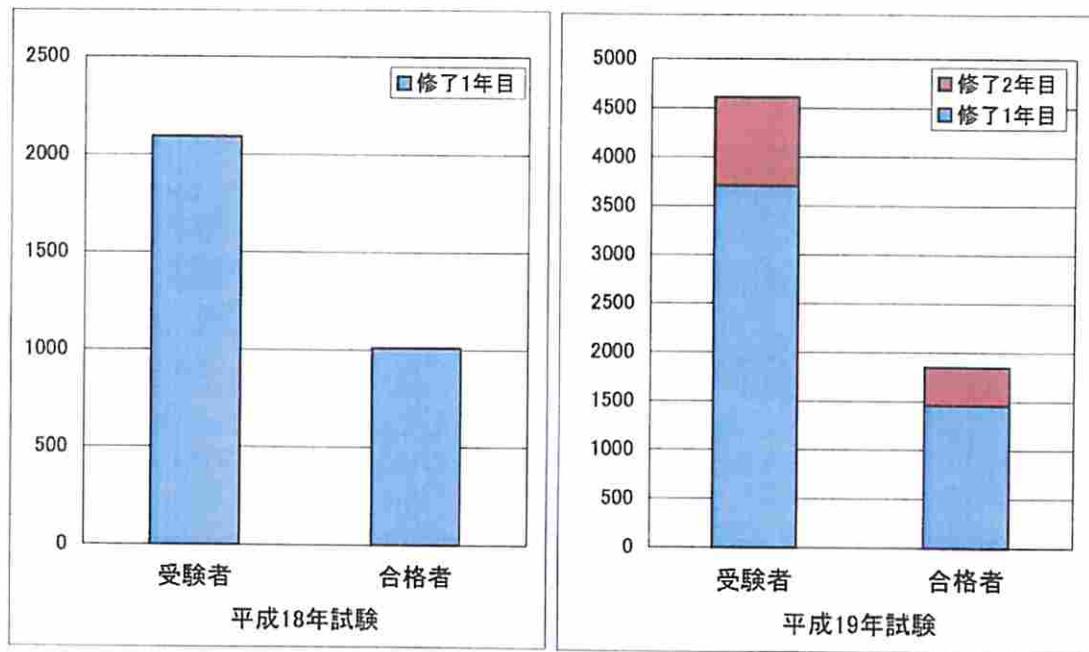
【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

司法試験修了年度別合格状況

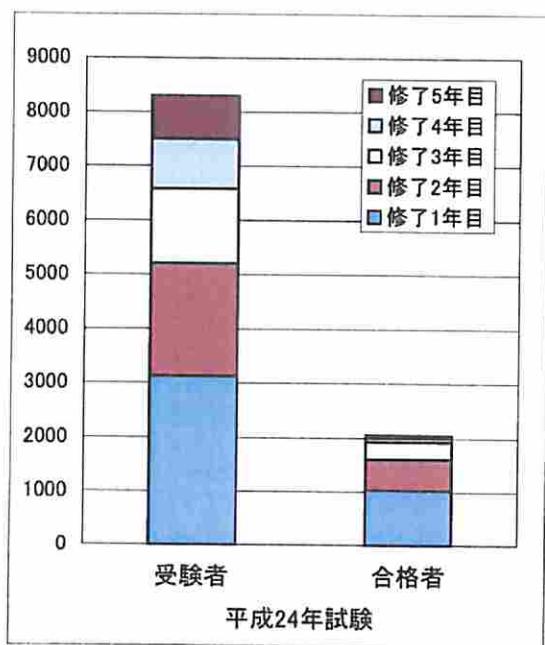
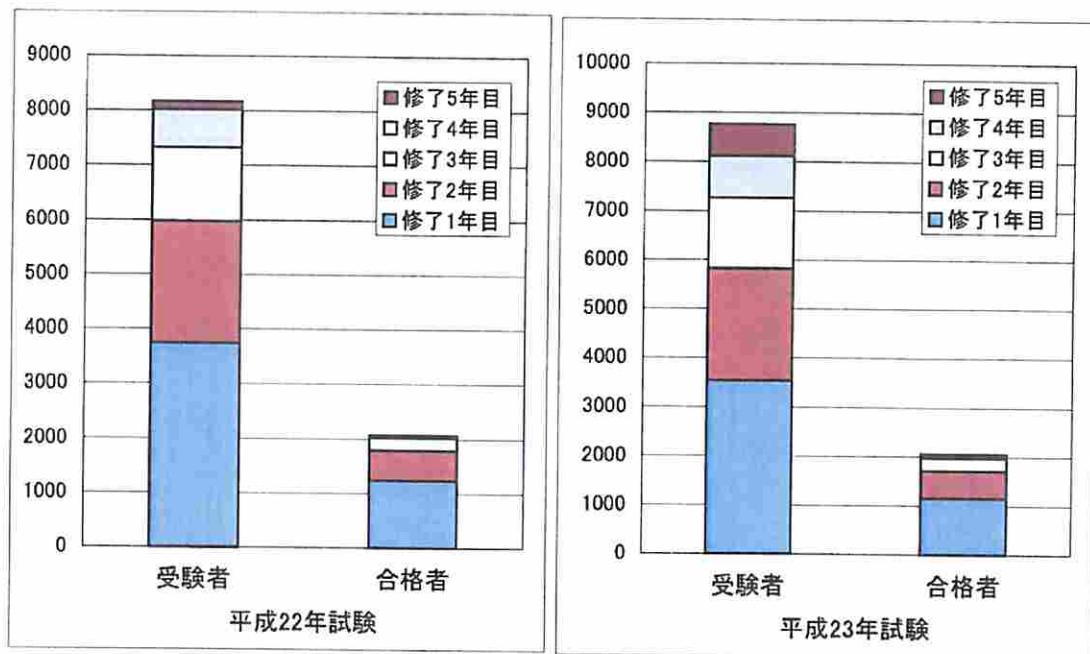


		修了1年目	修了2年目	修了3年目	修了4年目	修了5年目
(H18～H22試験の受験)	受験者	平成18年試験	平成19年試験	平成20年試験	平成21年試験	平成22年試験
	合格者	1009	396	99	8	6
	合格率	48.3%	43.9%	30.6%	6.2%	4.0%
(H19～H23試験の受験)	受験者	平成19年試験	平成20年試験	平成21年試験	平成22年試験	平成23年試験
	合格者	1455	500	168	44	21
	合格率	39.3%	25.5%	15.4%	6.3%	3.2%
(H20～H24試験の受験)	受験者	平成20年試験	平成21年試験	平成22年試験	平成23年試験	平成24年試験
	合格者	1466	461	234	65	47
	合格率	36.9%	21.3%	17.3%	7.6%	5.8%
(H21～H25試験の受験)	受験者	平成21年試験	平成22年試験	平成23年試験	平成24年試験	平成25年試験
	合格者	1406	557	265	72	
	合格率	35.0%	24.9%	18.5%	7.9%	
(H22～H26試験の受験)	受験者	平成22年試験	平成23年試験	平成24年試験	平成25年試験	平成26年試験
	合格者	1233	565	323		
	合格率	33.0%	24.6%	23.4%		
(H23～H27試験の受験)	受験者	平成23年試験	平成24年試験	平成25年試験	平成26年試験	平成27年試験
	合格者	1147	575			
	合格率	32.5%	27.7%			
(H24～H28試験の受験)	受験者	平成24年試験	平成25年試験	平成26年試験	平成27年試験	平成28年試験
	合格者	1027				
	合格率	32.9%				

初鹿 明博 議員参考資料1  
法曹養成制度検討会議資料  
平成18年～24年(新)司法試験受験状況



初鹿 明博 議員参考資料  
法曹養成制度検討会議資料  
平成18年～24年(新)司法試験受験状況



## 新司法試験合格者の新司法試験受験期間・旧司法試験合格者の旧司法試験受験期間(1)

1600人

1400人

1200人

1000人

800人

600人

400人

200人

0人

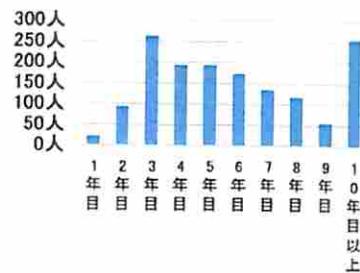
△ 合格者数

- 旧試験平成16年
- 旧試験平成17年
- 旧試験平成18年
- 新試験平成21年
- 新試験平成22年
- 新試験平成23年

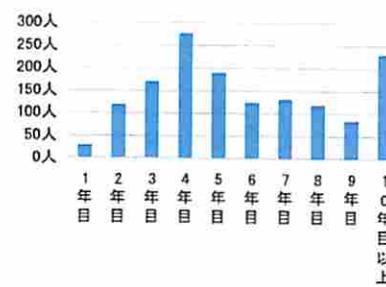
1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 6年目 7年目 8年目 9年目 10年目以上

新司法試験合格者の新司法試験受験期間・旧司法試験合格者の旧司法試験受験期間(2)  
 〈旧司法試験〉

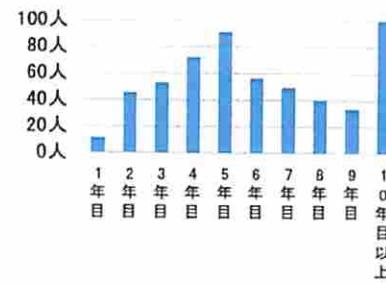
平成16年



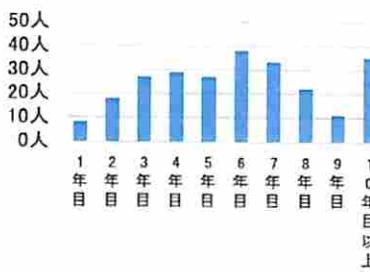
平成17年



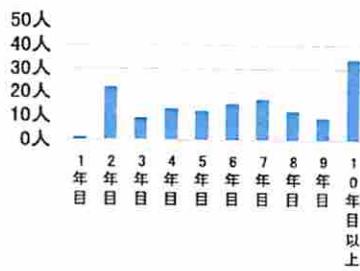
平成18年



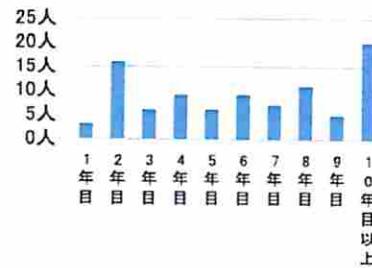
平成19年



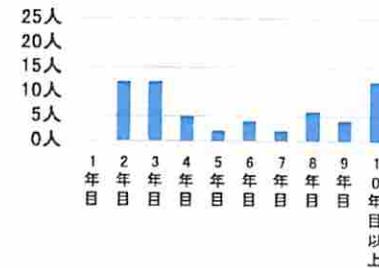
平成20年



平成21年



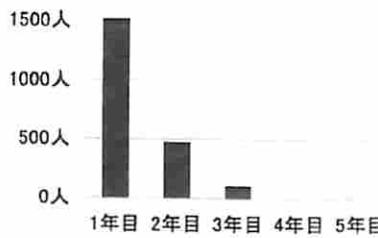
平成22年



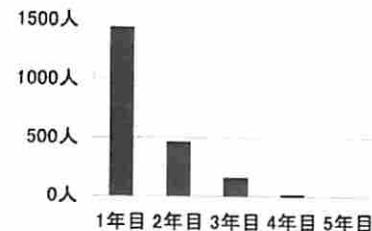
〈新司法試験〉

※旧司法試験については、把握できた受験期間を前提としています。

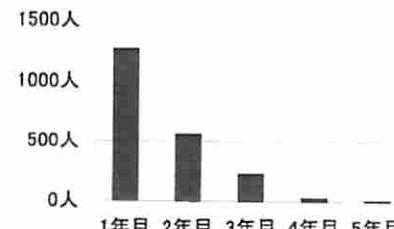
平成20年



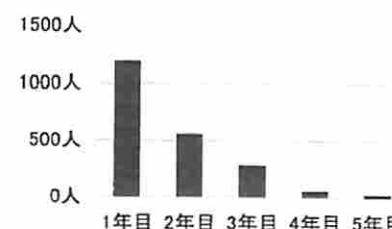
平成21年



平成22年



平成23年



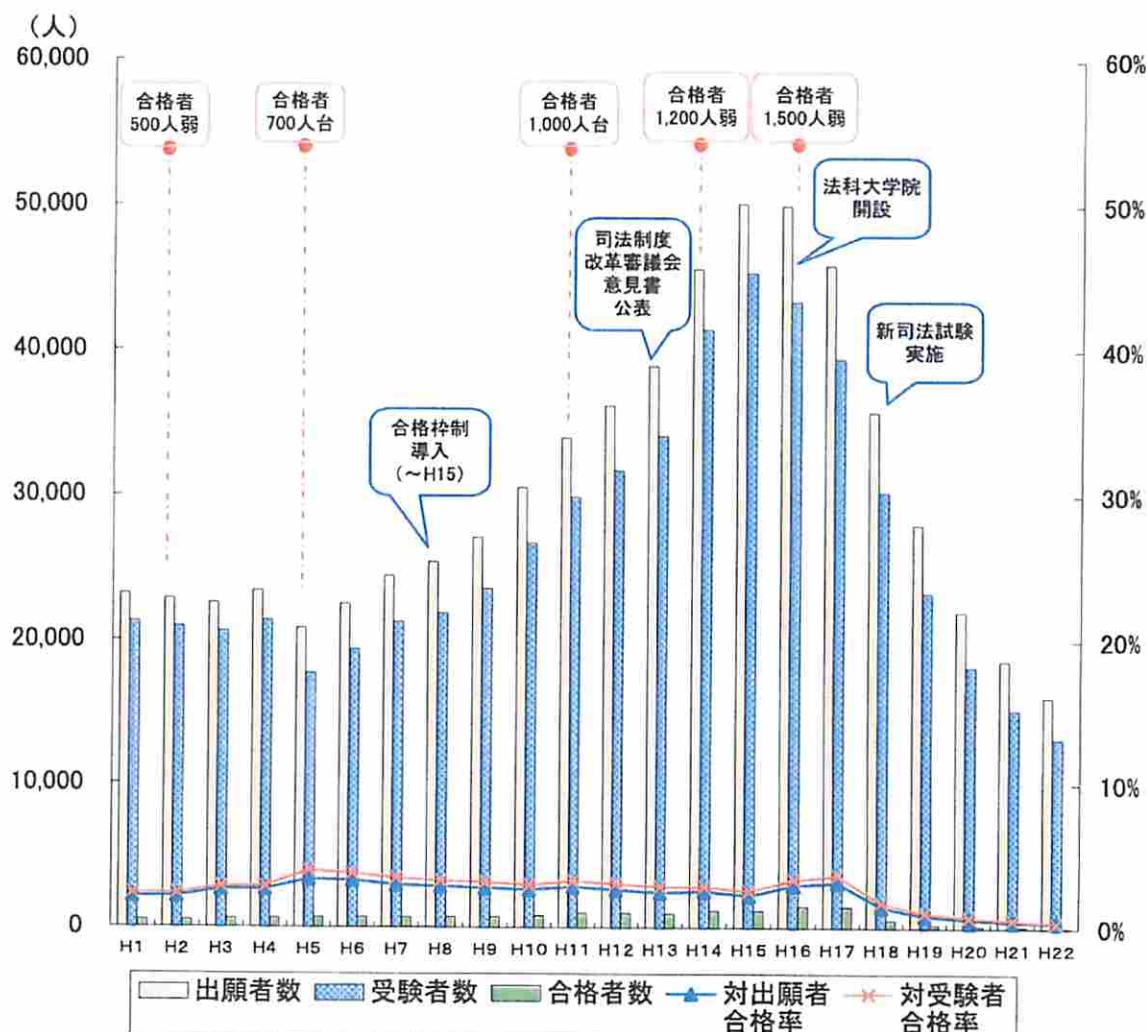
### 旧司法試験の受験者数・合格者数等の推移

	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
出願者数	23,202	22,900	22,596	23,435	20,848	22,554	24,488	25,454	27,112	30,568	33,983	36,203
受験者数	21,308	20,975	20,609	21,431	17,714	19,408	21,272	21,921	23,592	26,759	29,890	31,729
合格者数	506	499	605	630	712	740	738	734	746	812	1,000	994
対出願者 合格率	2.2%	2.2%	2.7%	2.7%	3.4%	3.3%	3.0%	2.9%	2.8%	2.7%	2.9%	2.7%
対受験者 合格率	2.4%	2.4%	2.9%	2.9%	4.0%	3.8%	3.5%	3.3%	3.2%	3.0%	3.3%	3.1%

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
出願者数	38,930	45,622	50,166	49,991	45,885	35,782	28,016	21,994	18,611	16,088	6
受験者数	34,117	41,459	45,372	43,367	39,428	30,248	23,306	18,203	15,221	13,223	6
合格者数	990	1,183	1,170	1,483	1,464	549	248	144	92	59	6
対出願者 合格率	2.5%	2.6%	2.3%	3.0%	3.2%	1.5%	0.9%	0.7%	0.5%	0.4%	100.0%
対受験者 合格率	2.9%	2.9%	2.6%	3.4%	3.7%	1.8%	1.1%	0.8%	0.6%	0.4%	100.0%

(注) H23の旧司法試験受験者は、口述試験の受験者である。



【参考】平成7年頃の新規受験者は、毎年約4,000人程度であった。（平成7年11月13日法曹養成制度等  
改革協議会意見書）

## 平成30年司法試験の採点結果

法務省大臣官房人事課

### 1 合格者数等

#### (1) 合格者数

1,525人

※ 論文式試験の各科目において、素点の25%点（公法系科目・刑事系科目は50点、民事系科目は75点、選択科目は25点）以上の成績を得た者のうち、短答式試験の得点と論文式試験の得点による総合評価の総合点805点以上の者（平成30年9月10日司法試験委員会決定）

（参考）

	平成30年	平成29年
出願者数	5,811人	6,716人
受験予定者数	5,726人	6,624人
受験者数	5,238人	5,967人
短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数	3,669人	3,937人
合格者数	1,525人	1,543人

#### (2) 合格者に関する情報

##### ア 選択科目別人員・割合

	平成30年	平成29年
倒産法	240人 (15.74%)	270人 (17.50%)
租税法	101人 (6.62%)	94人 (6.09%)
経済法	265人 (17.38%)	220人 (14.26%)
知的財産法	192人 (12.59%)	201人 (13.03%)
労働法	466人 (30.56%)	480人 (31.11%)
環境法	67人 (4.39%)	73人 (4.73%)
国際関係法（公法系）	9人 (0.59%)	16人 (1.04%)
国際関係法（私法系）	185人 (12.13%)	189人 (12.25%)

##### イ 年齢別構成（本年12月末現在）

	平成30年	平成29年
平均年齢	28.8歳	28.8歳
最高年齢	68歳	71歳
最低年齢	19歳	21歳

##### ウ 性別構成

	平成30年	平成29年
男性	1,150人 (75.41%)	1,228人 (79.59%)
女性	375人 (24.59%)	315人 (20.41%)

##### エ 司法試験受験回数

	平成30年	平成29年
1回目	862人	870人
2回目	269人	292人
3回目	187人	180人
4回目	134人	140人
5回目	73人	61人

※ 平成30年司法試験の受験資格による受験回数

##### オ 既修・未修別

	平成30年	平成29年
既修者法学部	781人	852人
既修者非法学部	52人	70人
未修者法学部	253人	231人
未修者非法学部	103人	100人

※ 受験願書に基づく情報

(対大臣・副大臣・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成  
初鹿 明博 議員(立憲)

11問 在学中受験資格を導入するならば、在学中受験をする者の多くが司法試験に合格できるよう、司法試験合格者数を見直すべきではないか、法務副大臣に問う。

### [司法試験制度の在り方]

司法試験の合格者については、実際の試験結果に基づき司法試験委員会において決定されるべき事柄であり、この点は、在学中受験資格を導入した後も変わらない。

もっとも、法科大学院在学中受験資格の導入は、法科大学院在学中であっても司法試験受験に相応しい一定のレベルの者が養成されることを前提とするものであるから、法科大学院教育の充実により、必要なレベルに達した者の相当数が合格し、在学中に受験した者の合格率が大きく低迷することはないものと見込んでいる。

### [今後の法曹人口の在り方]

なお、司法試験合格者数や今後の法曹人口の在り方については、様々な意見があると承知している。

平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹人口の在り方について、法曹の需要や供



給状況を含めた法曹人口調査の結果等を踏まえた上で、新たな法曹を年間1,500人程度は輩出できるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、社会の法的需要に応えるため、より多くの質の高い法曹が輩出される状況を目指すべきとされている。

法務省としては、現在、この推進会議決定を踏まえ、法曹需要を踏まえた法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積（注）を継続して行っているところ、現時点において、法曹人口の輩出規模に関するこの推進会議決定の内容と異なる新たな指針を設定する状況にはないと認識している。

### 〔結論〕

法務省としては、引き続き、在るべき法曹の輩出規模について、今般の制度改革の実施状況も踏まえ、しっかりと検討してまいりたい。」

（注）そのほか、集積しているデータとしては、司法試験及び司法試験予備試験の受験者数・合格者数の推移、法科大学院志願者数・入学者数・修了者数の推移、弁護士登録者数及び登録取消者数の推移等のデータがある。

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・**副大臣**・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成  
初鹿 明博 議員(立憲)

12問 予備試験は廃止すべきではないか、法務副大臣の見解を問う。

### [予備試験の必要性]

平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定で述べられているとおり、予備試験制度は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により、法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものと位置付けられており、現在においても、そのような法曹資格取得のための途を確保する必要があり、予備試験制度は必要であると考えている。

### [今後の検討]

もっとも、予備試験制度については、推進会議決定において、本来の制度趣旨に沿った機能を果たしているとされている一方、その受験者の半数近くを法科大学院や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者であるなど、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとして、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべ

きことや、法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において必要な制度的措置を講ずることを検討するとされているところである。

法務省としては、まずは今般の法科大学院改革を文部科学省と十分に連携しつつ、しっかりと進めることが最優先と考えており、予備試験については、かかる改革の実施状況等を踏まえ、また、文部科学省を始めとする関係機関の意見も聞きながら、必要な検討を行ってまいりたいと考えている。】

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線████ 携帯████】

(対大臣・**副大臣**・政務官)  
4月26日(金)衆・文科委

司法法制部 作成  
初鹿 明博 議員(立憲)

13問 予備試験に受験資格を設けるべきではないか、法務副大臣の見解を問う。

〔制度趣旨とかい離しているとの指摘〕

予備試験制度の現状については、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、本来の制度趣旨に沿った機能を果たしている一方、(委員の御指摘と同様に)、その受験者の半数近くを法科大学院や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であるなど、制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとの指摘がされているところである。

〔今後の対応〕

予備試験の在り方については、同推進会議決定において、「予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないよう、必要な制度的措置を講ずることを検討する」とされているところであり、法務省としては、予備試験の在り方について、今回の制度改革の実施状況等も踏まえつつ、文部科学省とも連携し、しっかりと必要な検討をしてまいりたい(注)。」

(注) 本来の制度趣旨に沿っていない者の予備試験受験資格を制限することについては、合理的な受験資格の内容・範囲を客観的かつ一義的に定めることが可能か、等の課題がある。

(参考資料)  
法曹養成制度改革の更なる推進について（抜粋）

【責任者：司法法制部司法法制課 福原課長 内線■ 携帯■】

更問1 「法科大学院生」についての予備試験受験資格を制限すべきではないか。

法科大学院生に対する予備試験受験資格を制限すべきではないかという御意見があることは承知しているが、法科大学院の在学生であっても、その経済的事情を含めた生活状況は様々であり、その置かれている状況や環境は大きく異なるものと考えられる。

したがって、法科大学院に在学しているという一事をもって一律に受験資格を制限することについては、その必要性や及ぼす効果・影響も勘案した上で、慎重に検討されるべき課題と認識している。

いずれにしても、法務省としては、予備試験の在り方について、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ予備試験が法曹養成制度の理念を阻害する事がないよう、必要な検討をしっかり行ってまいりたい。」

更問2 「法科大学院生の在学生にも様々な事情を抱えている」ということだが、予備試験受験者についての事情を調査、把握しているのか。

法務省が平成28年に行った予備試験に関するアンケート調査結果によれば、法科大学院に在籍しているながら予備試験を受験した理由として、

- 「自分に適性があるか見極めたり、実力を試したり、司法試験の雰囲気を掴むためには有効であると考えたから」との回答が、約72%
- 「予備試験に合格した方が就職等の面で有利であると考えたから」との回答が、約52%となっている一方で、
- 「法科大学院に通うことは可能であるものの、経済的負担を少しでも軽減したかったから」との回答が、約21%、
- 「法科大学院に進学したものの、経済的余裕が十分でなく法科大学院修了した上で司法試験に合格することが困難であると思われたから」との回答が、約5%

あり、予備試験受験の理由として、経済的理由を挙げる回答が少なからず見られたところであり、予備試験の在り方の検討に向け、引き続き予備試験の運用の状況について、把握に努めてまいりたい。」

更問3 法務省においては、予備試験の在り方について、具体的にどのような検討をしているのか。

法務省としては、現在、御審議いただいている法案の実現により、まずは、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度改革を進めたいと考えているところである。

他方で、予備試験についても、必要な検討を進めるために、予備試験の運用や予備試験を経由して司法試験・司法修習を経て法曹となった者の実情を把握する観点から、予備試験の受験動機、受験状況、合格者の司法試験受験結果、司法試験合格後の状況等に関する情報収集等を継続的に行っているところである。

（現段階で、予備試験の在り方に関する方向性について申し上げられる段階にはないが、）引き続き、法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、必要な検討を進めてまいりたい。」

法曹養成制度改革の更なる推進について（抜粋）

平成27年6月30日  
法曹養成制度改革推進会議決定

#### 第4 司法試験

##### 1 予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようするため、前記のとおり、平成30年度までに、文部科学省において、法科大学院の改革を集中的に進めるものとする。他方、法務省において、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、司法試験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないよう配慮することを期待する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することができないよう、必要な制度的措置を講ずることを検討する。